

森林環境譲与税の譲与基準見直しについて

令和6年1月31日
森林再生課 森林企画グループ



森林環境税および森林環境譲与税とは

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」(令和6(2024)年度から課税)及び「森林環境譲与税」(令和元(2019)年度から譲与)が創設されました。

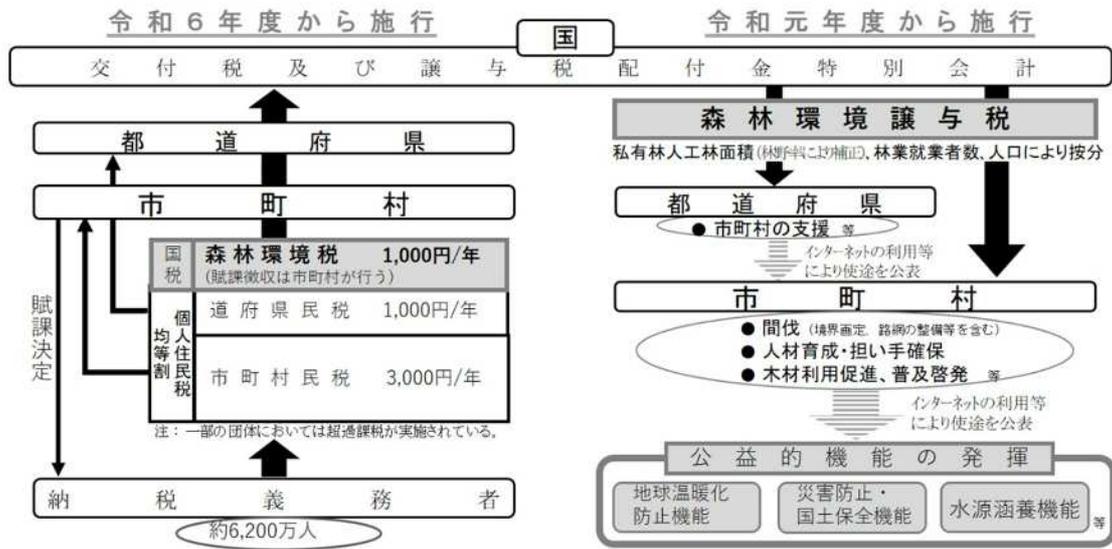
創設の趣旨

森林の有する公益的機能を維持するためには森林管理が必要不可欠ですが、所有者や境界が分からない森林の増加など課題があります。解決への一環として、森林経営管理法が令和元年4月から施行され、森林経営管理制度が運用開始となりました。この制度は、森林所有者が経営・管理できない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐ制度になります。必要な財源を安定的に確保する観点から森林環境税が創設されました。

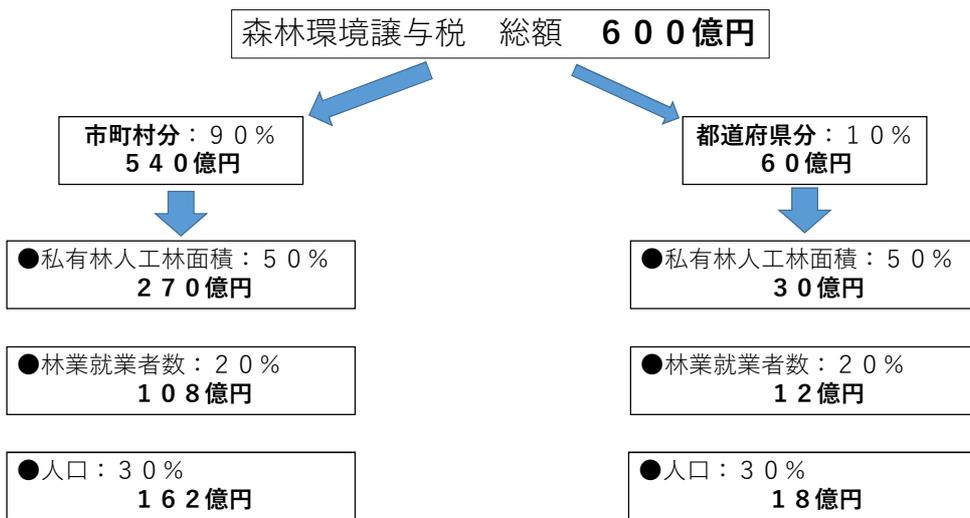
その他にも、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止など森林に求められる役割は多く、それらを維持するためにも森林環境譲与税が使われています。



森林環境税および森林環境譲与税の仕組み



森林環境譲与税の譲与割合と譲与基準



※各自治体の所有割合で按分

見直しの経緯

- 令和4年以降 森林が多い山間地の自治体を中心に、私有林人工林面積による配分割合を増加させるよう要望があがる
- 令和5年8月 農林水産省より、森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める地方税制改正要望が提出される
- 令和5年12月 森林環境譲与税の譲与基準見直しが明記された、令和6年度税制改正の大綱が閣議決定された

見直し後の譲与基準

	現行		R6～
私有林人工林面積	50%	➔	55%
林業就業者数	20%		20%
人口	30%		25%



神奈川県への影響

神奈川県は人口が多いため、現行基準と見直し後の基準とを比較すると、減額の方へ調整されたこととなりますが、令和6年度の徴税開始に伴い、現行の総額が500億円から100億以上の増額が見込まれます。その結果、見直し後の基準であっても、令和5年度の譲与額を下回る市町村はなく、現行事業への影響はないと考えられます。（詳細は資料5-2参照）

(千円)

	R5（現行基準） 譲与額 [A]	R6～（新基準） 譲与額 [B]	差額[B-A]	増減率
市町村計	1,098,842	1,237,072	138,230	12.6%
神奈川県	149,841	137,452	-12,389	-8.3%
全県計	1,248,683	1,374,524	125,841	10.1%

